

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 16 日

協同組合日本飼料工業会事務局御中
一般社団法人日本科学飼料協会事務局御中
一般社団法人ペットフード協会事務局御中
飼料輸出入協議会事務局御中
自由販売証明書申請御担当者 殿
EU 向け輸出ペットフード等の適合事業場の御担当者 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料検査指導班担当、愛玩動物用飼料対策班担当）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴う見直しについて
（輸出証明書発給システムの利用申請等について）

本年 4 月 1 日以降の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）の施行に伴い、輸出飼料等（飼料、飼料添加物及びペットフード）の自由販売証明書及び EU 向け輸出ペットフード等の放射性物質検査等証明書について、輸出証明書発給システム（オンラインシステム）での申請が可能となることについては、本年 2 月 19 日付け事務連絡及び 3 月 16 日付け事務連絡でお知らせしているところです。

本システムを利用いただくためには、地方農政局等に利用申請書等を提出し、ユーザーID を取得していただく必要があります。今後、上記の証明書の取得を予定されている飼料等の輸出者（証明書の申請者）の皆様におかれましては、以下のウェブサイトを参照いただきながら、あらかじめ利用申請の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

また、以下は本年 4 月以降に対応いただきたい手続きとなりますが、飼料等の自由販売証明書の輸出者（申請者）の皆様におかれましては、あらかじめ、当該飼料等を製造する製造業者の名称、住所等を本システムに登録いただく必要があります。本年 4 月 1 日に、食料産業局輸出先国規制対策課（仮称）からこの登録のための様式が示される予定となっておりますので、様式が示されましたら、適宜、製造業者の情報の登録手続きをお願いいたします。

その際、本システムに登録した製造業者の名称（英語）及び住所（英語）が、自由販

売証明書の「1. Manufacturer」及び「2. Address」の欄にそのまま転記されることに御留意いただければと思います（これまで、輸出者（申請者）からの要望に応じ、これらの欄に、製造業者の氏名・住所だけでなく、販売業者や輸出者の氏名・住所を括弧書きで記載してきたところですが、引き続きこのような記載を希望される場合には、製造業者情報の登録手続き時に、このような記載での登録をお願いします）。

（連絡先）

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

飼料検査指導班 山多、北口

愛玩動物用飼料対策班 岡村、清水

Tel: 03-3502-8702 又は 03-6744-1708

E-mail: feed_cfs@maff.go.jp